

国民年金

保険料の納付が難しいときは免除制度があります

保健医療課国保年金係
三次年金事務所

☎ 0824-73-1158
☎ 0824-62-3107

所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請によって保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

保険料を納めることができない場合、未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金や、いざというときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができます。保険料を納めることができない場合は放置せず、お気軽に保健医療課または三次年金事務所へご相談ください。

保険料の免除制度

前年所得が一定以下または失業などで収入が少なく保険料が納められないときは、保健医療課または各支所市民生活室で申請し、年金事務所で審査・承認を受けると、保険料の全部または一部の納付が免除されます。後日はがきで結果が通知されます。この審査は前年中の所得をもとに

**本年度の保険料は
月額15,020円です**

保険料は、将来、満額の年金を受けとるためにも忘れずに納めましょう。

○印鑑(本人が自書する場合は不要)

免除申請に必要なもの

※失業・災害などの特別な理由により免除を希望する方は、特例措置があります。詳しくはお問い合わせください。

行われますので、免除または猶予される期間は、前年中の所得が確定した後の7月から翌年6月までとなっています。現在、免除または猶予されている方も引き続き免除・猶予を希望する場合は、7月以降に改めて申請が必要です。(継続審査対象者は除く)

■保険料免除の種類

免除の種類	保険料	所得審査の対象者	審査対象者一人当たりの審査基準(一人一人審査し、全員が以下の金額の範囲内の所得である場合に承認されます)	老齢基礎年金の		障害基礎年金 遺族基礎年金 受給資格期間
				受給資格期間には	年金額の計算には	
①全額免除	月額0円	申請者本人 配偶者 世帯主	(扶養親族等の数+1) ×35万円+22万円	○あります	○免除区分に応じた割合で算入されます	○あります
②若年納付猶予 (20~29歳)	保険料納付を猶予します。10年以内に追納すると通常に納付したことになります。	申請者本人 配偶者	(扶養親族等の数+1) ×35万円+22万円	○あります	×算入されません	○あります
③一部納付 1/4 納付	月額 3,760 円	申請者本人 配偶者 世帯主	78万円+扶養親族等控除額 +社会保険料控除額等	○あります	○免除区分に応じた割合で算入されます	○あります
④一部納付 半額納付	月額 7,510 円	申請者本人 配偶者 世帯主	118万円+扶養親族等控除額 +社会保険料控除額等	○あります	○免除区分に応じた割合で算入されます	○あります
⑤一部納付 3/4 納付	月額 11,270 円	申請者本人 配偶者 世帯主	158万円+扶養親族等控除額 +社会保険料控除額等	○あります	○免除区分に応じた割合で算入されます	○あります

注意!! ③、④、⑤の一部納付を承認された場合は、減額後の保険料を納付しないと『未納』という扱いになります。